

令和 8 年 4 月 1 日函館市公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定により，工事ごとの資格および事項を次のとおり定めたので公告する。

令和 8 年 8 月 6 日

函館市長 大 泉 潤

1 一般競争入札に付する工事の内容

(1) 工 事 名 函館公園ほか 7 公園施設改築工事

(2) 施工場所 函館市青柳町 1 7 番ほか

(3) 工 期 契約の日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

(4) 工事概要 （防災・安全交付金（重点））

施設整備（函館公園）

管理施設整備工 構造物撤去工 植栽工

施設整備（大縄緑地）

遊戯施設整備工 構造物撤去工 公園施設等撤去
・移設工 植栽工

施設整備（的場公園）

遊戯施設整備工 構造物撤去工 植栽工

施設整備（若松幼児公園）

園路広場整備工 遊戯施設整備工 構造物撤去工
施設整備（日吉第 2 号児童公園）

遊戯施設整備工 構造物撤去工 植栽工

施設整備（花園幼児公園）

遊戯施設整備工 構造物撤去工 植栽工

施設整備（松川第 2 号幼児公園）

遊戯施設整備工 構造物撤去工 植栽工

（起債）

施設整備（富岡 3 丁目緑地）

園路広場整備工 建築施設組立設置工 構造物撤

去工 公園施設等撤去・移設工 仮設工

(5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

37,410,000円

(6) 最低制限価格

函館市建設工事最低制限価格制度実施要領第6条第1項の規定による価格

(7) その他

本工事は「週休2日工事」の対象工事である。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 共同企業体の構成員の全てが、3に掲げる構成員の要件を満たしており、かつ、4により入札への参加を制限されていないこと。

(2) 共同企業体が5に掲げる結成の要件を満たしていること。

3 共同企業体の構成員の要件

(1) 函館市競争入札参加有資格者として、造園工事の工種に登録されていること。

(2) 前号に係る造園工事の工事予定価格の区分に対応する等級がA級またはB級に格付けされている者であること。

(3) 市内に本店を有する者であること。

4 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が65点未満のときは、その通知をした日から起算して6ヶ月間、当該入札に参加することができない。

(1) 函館市請負工事施行成績評定要領

(2) 函館市小規模請負工事施行成績評定要領

(3) 函館市企業局請負工事施行成績評定要領

(4) 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

5 共同企業体の結成の要件

(1) 構成員の数は、A級に格付けされている者2者およびB級に格付

けされている者 2 者による 4 者であること。

(2) 各構成員が、この入札において 2 以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(3) 共同企業体の代表者は、A 級に格付けされている者であり、かつ、構成員中出資比率が一番高いこと。

6 入札参加資格の認定申請の期間および必要書類

(1) 期 間 令和 8 年 8 月 6 日から令和 8 年 8 月 1 9 日まで

(2) 必要書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ 配置予定技術者調書

ウ 工事請負入札参加資格審査申請書

エ 共同企業体協定書

7 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

8 契約条項を示す場所

函館市東雲町 4 番 1 3 号 函館市土木部管理課（電話番号 0138-21-3406）

9 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間 令和 8 年 8 月 6 日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで

(2) 閲覧場所 函館市財務部調度課（電話番号 0138-21-3514）

10 質問書の提出

(1) 提出期間 令和 8 年 8 月 6 日から令和 8 年 8 月 2 5 日まで

(2) 提 出 先 函館市土木部公園河川整備課（電話番号 0138-21-3425）

11 入札執行の日時

令和 8 年 9 月 1 日午前 1 0 時

12 入札にかかる問合せ先

函館市財務部調度課